

情報・システム研究機構ソーシャルメディア利用に関するガイドライン

ソーシャルメディアは重要な情報伝達手段として広く普及しています。気軽に利用できる一方、ソーシャルメディアを利用して発信された情報により、発信者だけではなく所属する組織あるいは第三者までも巻き込む事件や事故が発生しています。

投稿した内容は、発信者の意思に反して第三者により転載されて削除が困難となることもあり、結果として発信者本人のみならず関係者にも不利益が生じ、社会に対して多大な影響を及ぼす可能性があります。

このたび、すべての教職員が個人の責任において行うコミュニケーション活動を尊重しつつ、機構の信用や教職員の品位を失墜させることなく、教職員がソーシャルメディアを適切に利用できるようガイドラインを策定しました。ソーシャルメディアを利用する際は、本ガイドラインの内容を理解し、責任ある行動をとってください。

【定義】

ソーシャルメディアとは、インターネット等を利用したコメントや記事を不特定多数へ向けて公開する機能を有するユーザー参加型の社会的ネットワーク基盤を指す。

(Instagram、TikTok、Facebook、X、LINE、YouTube、個人ホームページ、電子掲示板、ブログなど)

【適用範囲】

本ガイドラインは、教職員が公私を問わずソーシャルメディア上で情報を発信、公開する場合に適用する。

【ソーシャルメディア利用に関する原則】

(1) 法令遵守

日本国の法令や本機構が定める諸規則を遵守すること。海外渡航中など国外においては、諸外国の法令や国際法を遵守すること。

(2) 第三者の権利の保護

基本的人権、肖像権、プライバシー権など他者の権利を尊重すること。

(3) 知的財産権の保護

ウェブサイトにある文章や画像等の無断転載は著作権法の要件を満たさない限り著作権侵害となることを認識し、他者の知的財産権を侵害しないこと。

(4) 機密情報の取扱い・守秘義務

教職員が本機構の職務上知り得た機密情報については守秘義務が生じることを認識し、職務上知り得た守秘義務のある情報を発信しないこと。

(5) 発信主体の明示

本機構の構成員としての自覚を持ち、自身の発信した内容に責任を負うこと。特に、教職員であることを明示してソーシャルメディアを利用する場合には、安易な発信により本機構や所属する研究所の信用失墜や名誉の棄損につながる恐れがあることを認識するとともに、組織に関連した事柄に関して意見を書く際は一人称を用い、掲載内容が個人の見解であり組織を代表するものではない旨の免責文を掲載すること。(ただし、免責文を掲載したからといって、発信による社会的影響の大きさ等により機構や研究所の信用・名誉が棄損された場合に、その責任を免れるものではありません。)

<免責文の例>

「このアカウントによる発言は私個人の見解であり、情報・システム研究機構(〇〇研究所)とは一切関係がありません。」

(6) 勤務中の情報発信

業務として利用する場合を除き、勤務中にソーシャルメディアを利用して私的な発信を行うことは厳に慎むこと。

(7) プライバシー保護

一度発信した情報は長期間(又は永久に)公開され、自身の意思に反する形で利用されることがあり得ることを深く認識し、自身のプライバシーや個人情報の保護に努めるとともに、軽率な発信をしないよう留意すること。

(8) 発信をしてはならない内容

- ✓ 公序良俗に反する内容、公共性・公益性を損なう内容
- ✓ 違法行為を連想させたり、違法行為を助長する内容
- ✓ 他者に対する誹謗中傷
- ✓ 人種、思想、信条等についての差別的な内容、差別を助長する内容(ヘイトスピーチなど)
- ✓ その他、本機構教職員としての品位を損なう内容

【機構における対応】

ソーシャルメディアを利用した結果、法令・規則違反、人権侵害等の疑いが生じた場合又は本機構の信用・名誉を損なうものと本機構が判断した場合には、当該教職員の発信に関して調査を行い、本機構から当該教職員に確認や情報の保持を求める場合があります。

また、発信内容によっては、本機構から当該教職員に対して発信内容の修正又は削除を求める場合や就業規則及び懲戒規程に基づく処分、法的措置を講ずる場合があります。

(以上)